

林業基盤整備資金

[樹苗養成]

優良な造林用種苗の生産と安定供給に取り
組む樹苗養成事業者に対して融資すること
を目的に創設された資金です。

ご利用いただける方

- 1 樹苗養成の事業を営む方
- 2 森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合

資金の使いみち

樹苗養成施設の造成・取得・改良・復旧

客土、酸土改良、開墾、かんがい排水施設、たい肥舎、スプリンクラー、薬剤散布機、耕耘機、トラクター、床替機、動力カッターなどにご利用いただけます。
また、必要最小限の苗圃用地の取得にもご利用いただけます。

樹苗養成に必要な費用

種苗費、肥料費、その他樹苗養成に必要な費用にご利用いただけます。

(注) 花粉の少ない苗木等を生産する方以外に対する貸付決定期限は、令和14年3月31日です。

ご融資条件

融資限度額 : 負担額の80%

※ 最低限度額は50万円です(ただし災害復旧事業に係る資金については10万円)。

金利 : 補助1.45% 非補助1.30%(令和6年9月19日現在)

融資期間 : 15年以内(うち据置期間5年以内)

担保・保証人 : ご相談の上、決めさせていただきます。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件などがございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店(農林水産事業)までお問い合わせください。



日本政策金融公庫

農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

金利一覧はこちら



支店一覧はこちら

